

## 一般的取り扱いの原則

### 1 教会暦

私たちの主イエス・キリストは「週の初めの日」、すなわち「殺されて三日の後に復活」(マルコ9:31)されました。教会は、この週の初めの日・日曜日(主日)に主の復活を祝い続けています。この祝いをもって聖霊の働きのもとで、主イエス・キリストのご生涯の出来事と教えとを記念しつつ、父なる神の救いの福音を日々新たにしています。

教会の暦では1箇年を単位として、聖書のみ言葉を配分し、主キリストのご生涯の出来事と教えを記念しつつ、神の民の生活と信仰を整えます。

#### (1) 教会暦日の起算

教会の暦は次によって起算します。

**復活日** 春分(ただし3月21日)後の満月の次の日曜日。ただし、その日曜日が満月に当たる場合は、その次の日曜日。

**聖霊降臨日** 復活日の50日後の日曜日。

**降誕日** 12月25日

(**顕現日**) (1月6日)

#### (2) 教会の期節

1箇年を単位とする教会暦は次のようにその期間を分け、その各々を「期節」と呼びます。期節における主日の呼称は、前号(1)に掲げる起算祝日(大祝日)に始まる期節にあつては「〇〇(祭)後第〇主日」と呼び、他の期節にあつては「〇〇節第〇主日」と呼びます。典礼色の基本を併記しますが、説明は別記します。

**待降節** 「待降節第1主日」から「降誕日」の前日までの期節。  
「待降節第1主日」は「使徒アンデレの日」(11月30日)に最も近い主日。(11月27日～12月3日の間)  
主日の呼称は「待降節第〇主日」とします。  
典礼色は「紫」

**降誕節** 「降誕日」から「顕現主日」の前日までの期節。  
主日の呼称は「降誕後主日」とします。  
典礼色は「白」

**顕現節** 1月2日から1月8日までの間の日曜日を「顕現主日」とし、その日から次項で説明する「灰の水曜日」の前日までの期節。  
主日の呼称は「顕現節第〇主日」とします。  
典礼色は顕現主日、顕現節第二主日(主の洗礼日)及び顕現節最終主日(変容主日)とその週は「白」、その他は「緑」

**四旬節** 「灰の水曜日」から「復活日」の前日までの期節。(復活日に先立つ主日を除く40日間)  
主日の呼称は「四旬節第〇主日」とします。  
典礼色は「紫」

**受難週** 「四旬節」の最後の主日「枝の主日」から始まる一週間。  
「枝の主日」は「受難の主日」として礼拝を守ることができます。(その場合の詳細は別記します)  
この週の呼称は「聖〇曜日」とします。  
この週の典礼色も「紫」

**復活節** 「復活日」から「聖霊降臨日」の前夜までの期節。

主日の呼称は「復活後第〇主日」とします。  
典礼色は「白」

**教会の期節** 「聖霊降臨日」から、次の「待降節第1主日」の前日までの期節。  
主日の呼称は「聖霊降臨後第〇主日」とします。  
典礼色は「緑」

(3) 大祝日、祝日、記念日とその取り扱い

**大祝日** すべての教会で、その当日に礼拝が守られます。  
大祝日は、降誕日、復活日、聖霊降臨日とし、この三大祝日については「降誕祭」「復活祭」「聖霊降臨祭」と呼びます。  
(その日付けは、(1)の教会暦起算日参照)

**祝日** すべての教会で、その当日またはその振替日に礼拝が守られます。  
祝日は、すべての「主日」と「主の命名日」「顕現日」「昇天日」「三位一体主日」「主の変容日」とし、その日付け、呼称、取り扱いは次のとおりです。

# 「主日」は復活日から始まる八日目ごとの週の初めの日で、これを「主日」と呼びます。ただし他の祝日、或いは重複する記念日に置き替えることができます。

# 「主の命名日」は1月1日で、これを「新年」に置き替えてもかまいません。

# 「顕現日」は1月6日で、これを1月2日から1月8日までの間の主日に「顕現主日」として置き替えます。

# 「三位一体祝日」は「聖霊降臨祭」の次の主日(聖霊降臨後第1主日)。

# 「主の変容日」は顕現節の最後の主日。ただしこれは8月6日の「主の変容日」の置き替えによる祝日。

# 「宗教改革記念日」はルーテル教会独自の祝日で、当日が日曜日に当たらない場合は、10月31日に先立つ主日に振り替え、「宗教改革主日」として守ることができます。

**記念日** 信仰の模範となる聖徒を通して、主イエス・キリストの福音が明らかにされるために、次の記念日を設けます。

(a) 使徒に関わる記念日

(b) 福音書記者に関わる記念日

(c) 信仰と殉教に関わる記念日

記念日は、すべての教会が礼拝を守らなければならない日ではありませんが、その日が日曜日に当たらない日は、当該日の直後の主日に振り替えて記念日とすることができます。また、記念日は、その日が日曜日に当たる年については、その日の通年主日暦日を第一暦日とし、その記念日の暦日を第二暦日として、振り替えることができます。

使徒アンデレの日 …………… 11月30日

使徒トマスの日 …………… 12月21日

殉教者ステファノの日 …………… 12月26日

福音書記者・使徒ヨハネの日 …… 12月27日

使徒パウロの日 …………… 1月25日

使徒マティアの日 …………… 2月24日

受胎告知日 …………… 3月25日

福音書記者マルコの日 …………… 4月25日

使徒フィリポと使徒ヤコブの日 …… 5月1日

洗礼者ヨハネの日	6月24日
使徒ペトロの日	6月29日
長老使徒ヤコブの日	7月25日
使徒バルトロマイの日	8月24日
福音書記者・使徒マタイの日	9月21日
天使ミカエルの日	9月29日
福音書記者ルカの日	10月18日
使徒シモンと使徒ユダの日	10月28日
全聖徒の日	11月1日

#### (4) その他の特別な日

次に掲げる特別な日を「礼拝の目的、聖書の日課、特別の祈り、讃美歌」を定めて特定日とすることができます。

**新年** 命名日(1月1日)を「**新年**」とすることができます。

**宣教振起の日** 顕現節に属する期節のうちの一つの主日を「**宣教振起の主日**」とすることができます。

**平和の日** 聖霊降臨後の期節の適切な主日に守ることができます。

**その他** 各々の教会では、その教会の伝道開始、開基の日を記念日に準じて特定することができます。また、特別の目的のもとで臨時に「特定日」を設けることができます。しかし、個人の冠婚葬祭を目的とした諸式を特定日に組み入れることはできません。

補注 # 教会内の公の行為に属する総会、教職授任按手式、諸就任式、献堂等奉献式は、基本的にこれを暦日礼拝に置き替え又は組み入れることはできず、暦日礼拝とは別途に執行することを原則としますが、教会の機関の承認を得た場合は、暦日礼拝に組み入れることができます。詳細は個別の式指針を参照。

# 聖礼典の「**洗礼**」と、信徒を教会の働きへ派遣する「**堅信**」は、すべての暦日礼拝の中に組み入れることができます。

# 教会内の信徒の個人的冠婚葬祭(葬式、記念会、結婚式、幼児祝福式等々)を暦日礼拝に置き替えることはできません。ただし、個人に関わる必要な祈願、祝福を礼拝に加えることができます。詳細は個別の式指針を参照。

#### (5) 時の起算

教会暦日はその一日を午前零時から起算します(定時法)。

ただし、慣行による一日を日没または夕刻に始まる起算の取り扱い(不定時法)に基づき、「前夜祭」と呼ばれる時間帯へ暦日礼拝を繰り上げたり、あるいは当日の適切な時刻へ繰り越すことができます。例えば、降誕祭の礼拝(夜=25日午前零時)、普通礼拝(朝=25日午前中)を繰り上げて24日の夕刻以降に、また復活祭の当日礼拝(午前零時)を当日の日中へ、また新年の礼拝(午前零時)も日中へ移動して行なうなどです。

#### (6) 典礼色

(イ) 教会はその典礼色として白、赤、紫、緑の四色を用います。

白は、神とキリストの栄光を表すために用います。

赤は、聖霊の働きを表すために用います。

紫は、王の尊厳を表すために用います。また悔い改めを表すために用います。

緑は、希望と成長を表すために用います。

上記の各色は、聖卓、聖書朗読台、及び説教台の掛布、その他司式者の使用するストール、チャズブル等に、その日またはその期節の固有色として用います。

期節及び祝日の固有色は次のとおりですが、前記(3)による祝日、記念日の振り替え礼拝の場合は、振り替えられた祝日、または記念日の固有色が優先します。(その場合は第二暦日礼拝を含め固有色は当日のみ。)また、前記(4)の補注に掲げる特定の目的の諸式を暦日礼拝に組み入れる場合は、主たる暦日の典礼色が優先します。

- 白 降誕節、顕現(主)日と顕現節第二主日(主の洗礼日)及び顕現節最終主日(変容主日)、復活節、三位一体主日の各週の期節、並びに受胎告知日、洗礼者ヨハネ、天使ミカエル、全聖徒の各記念日の当日。(全聖徒の日は赤でも良い)
- 赤 聖霊降臨祭とその週、その他前記(3)に掲げる諸記念日のうち、上記白を典礼色とする4記念日を除く記念日。
- 紫 待降節及び四旬節に属する期節。
- 緑 顕現節第3主日から顕現節最終主日の前日まで、及び教会の期節(三位一体主日の週、その他の諸記念日に該当する日を除く)。
- 黒 聖金曜日はすべての典礼色を覆う黒を用いてもかまいません。(また、聖卓布等を礼拝の終わりに除去してもかまいません)

(ロ) 教会の暦日に属さない諸式の典礼色について

教会の暦日に属さない諸式は、その執行目的に従って、次のように典礼色を用います。(ただし、その式のみをの典礼色)

- 洗礼 赤を用います。ただし、暦日礼拝の中で洗礼を行なう場合は当日の色を用います。
- 堅信 上記、洗礼の場合と同じ。
- 献堂式 献堂を目的とした特定の礼拝の場合は赤。  
ただし、暦日礼拝の中に組み入れる場合は、当日の典礼色が優先します。
- 諸就任式・総会 その目的のための特定の礼拝である場合は赤。  
ただし、暦日礼拝の中に組み入れる場合は、当日の典礼色が優先します。
- 葬式 紫を用います。  
(慣行により、黒または白、或いは期節の典礼色を用いることもあります)
- 結婚式 赤を用います。(慣行により、白または期節の典礼色を用いることがあります)

## 2 聖書日課

(1) 聖書日課の用い方

# 3年周期聖書日課の通読聖書配分の原則について

聖書日課は、教会暦年を3年で一巡する3年周期で配分されています。

福音書は、第1年(A年)はマタイによる福音書、第2年(B年)はマルコによる福音書、第3年(C年)はルカによる福音書がそれぞれ基本的な日課として配分されています。特に顕現節と聖霊降臨後の典礼色が緑の期節は、福音書が原則的に通読される通読ペリコーペ方式が採られています。

従って、復活祭の日付の移動に伴って起きる顕現節期間の長短＝聖霊降臨後の期間の長短により、配分された聖書日課は両期節にまたがって移動することになります。また、降誕祭、四旬節、復活の期節はヨハネによる福音書が毎年配分されています。

# 配分に組み入れられていない聖書の部分について

新約聖書にも、旧約聖書にも、朗読配分に組み入れられていない部分がありますが、年々に公刊される年次の日課に「副日課」として、主たる日課とともに配分される場合、「副日課」を「主たる日課」と差し替えて用いることができます。

この「一般的取り扱いの原則」においては、主たる日課となる配分のみを掲げます。

# 礼拝における朗読順序と配分日課中の選択について

第一朗読及び第二朗読は礼拝式の(10)において朗読し、福音書の朗読は礼拝式の(12)において朗読します。この朗読は前記の「副日課」に置き替えることができます。  
なお、配分日課が幾つかの主題を含む長文の日課の場合には、礼拝のテーマに従って日課の一部のみの朗読に変更することができます。

#### # 聖書朗読礼拝としての受難主日について

聖書日課(配分)表により、「枝の主日」を「受難主日」として礼拝式を行なう場合は、その礼拝は通常の礼拝式と異なる構成を採ります。「受難主日」は「聖金曜」の午後に行なわれる「**聖金曜聖書朗読礼拝**」を聖金曜に先立つ主日に繰り上げて行なうもので、聖書朗読を中心として礼拝式を構成します。配分日課を数段に分け、「祈り、詩篇交読(又は讃美歌)、聖書朗読、説教」を一つの単位として、その幾つかの単位をもって全体を構成します。この礼拝にあっては、聖餐を伴うことはありません。また、その礼拝を聖書朗読礼拝として行なうことなく、その一部を朗読し通常の礼拝として構成してもかまいません。

### 3 礼拝式文についての一般事項

#### (1) 礼拝通常文

「**礼拝通常文**」は、共同礼拝でその日の礼拝のために固定された「**特定文(詩歌・祈禱・聖書日課)**」を除く、平常的典礼文です。また「**礼拝通常文**」は、教会暦に従って行なわれる教会の主日や祝祭日の礼拝と別個に教会で行う諸式(諸任職式、諸就任式、献堂式、堅信式等)を「**礼拝通常文**」の(16)の後に続けるのが、諸式を構成する場合の基本となります。なお、諸式を「**礼拝通常文**」に組み入れる場合、聖餐を伴う礼拝として式を整えるか否かは、諸式の「**指針(ルブリック)**」に従って式を構成してください。

#### (2) 礼拝式の構成

礼拝は、前半部の「**みことばの部**」(本文1～16)と後半部の「**聖餐の部**」(本文17～34)の分離し得ない二つの部分によって構成されます。

礼拝は、「**みことばの部**」と「**聖餐の部**」が一貫して行なわれることが原則です。

個々の教会の特別な事情、理由によっては、「**みことばの部**」から礼拝の閉会に当たる「**派遣(30～34)**」へ移ることもできます。その場合にも、その礼拝日以前の教会暦上の期節の初め等に行なわれた「**聖餐**」におけるキリストの**からだ**と関わって礼拝は行なわれます。

#### (3) 礼拝の成立

礼拝では、神がその恵み・ことば(見えることばと見えないことば)のもとに、その民(信徒と牧師)を召し、キリストの福音を明らかにし、民を祝福し、民は神に対してキリストを通して告白し、讃美し、祈り、また民はキリストにあって互いに和解をし、祝福を交わします。こうしてそこに「**愛がまっとう**」されます。

礼拝において、会衆は神の恵みと宣教に直接に関わることに於いて「**全信徒(が)祭司**」であり、牧師は神の恵みと宣教が明らかにされるために、神と会衆に仕える「**奉仕者**」です。

礼拝は、教会が建てたその秩序によって、牧師が司式者として導きます。

#### (4) 礼拝の執行

礼拝は「**礼拝式文**」及び「**礼拝のための指針**」によって、これを執り行ないます。しかし、個々の教会の事情、慣行により、礼拝式文の一部について変更、取捨選択がなされても構いません。また、礼拝は、目的その他の特別な事情(未信者を主とした伝道初期教会等)がある場合には、「**礼拝式文**」をその特殊事情に適合させることができます。それについては後記(6)Aに別掲します。

なお、公認聖書以外の聖書(私訳、特殊訳)、及び聖餐での公認設定詞以外の設定詞(式文非記載)はいかなる場合も用いることはできません。

#### (5) 「礼拝のための指針」の用語解説

イ) 聖壇部分(会衆席より一段高くなった部分)は、上壇と下壇の二段構造によって記載します。建築様式によっては、聖壇部分と会衆席部分に段差のない会堂、またその段差が一段の会堂、あるいは段差が三段等々の会堂がありますが、「**聖卓寄り**」と「**会衆席寄り**」の二つの

位置の観点から上下二段に区別してください。

「祭壇」と「聖卓(聖餐卓)」は、元来はその意味と配置が異なりますが、祭壇を不要とする立場から、「祭壇」と「聖卓」を区別することなく「聖卓」として扱います。

「聖卓」は、その上に「聖餐用具(聖書)」を置いて、礼拝の象徴的な中心として扱います。聖壇上の「聖卓」が会衆席正面の聖壇部の壁に接して置かれている会堂と、その壁から離れて会衆席寄りに置かれている会堂がありますが、この両者を区別するために後者を「**対面会堂**」(司式者が聖壇奥の壁面を背にして聖卓を挟んで会衆に対面して立つ)と呼びます。

- ロ) 指針または註書きの中で、「**対面会堂**」の場合は括弧書きで(対面式の場合は……)と記載します。  
また「**対面会堂**」の場合は「**聖卓**」の会衆に面した部分を「**聖卓前面**」、聖壇奥壁に面した聖卓の背の部分を「**聖卓背面**」と呼びます。
- ハ) 会衆の所作については「**着席**」と「**起立**」の二つの姿勢を採ります。ただし、聖壇に聖餐柵または跪台あるいは会衆席に跪台が設置されている会堂では、その教会の慣行に従って、跪まず姿勢が加えられてもかまいません。その場合、式文(4)、(5)、(28)で跪まずきます。司式者の所作は、起立が原則ですが、その詳細は別途に扱います。
- ニ) 「**着席**」と「**起立**」の二つの姿勢は、その姿勢のもつ意味上の区別よりも、その礼拝の核となる出来事によって区別します。それで、「**キリストのことばが朗読され**」(11.12)、「**キリストのからだ**が設定され、与えられ」(23～26.28)、「**神の祝福のうちに送り出される**」(33)の三箇所は「**起立**」し、他の部分は「**着席**」します。「**着席**」に属する箇所の場合でも個々の教会の慣行により「**起立**」の姿勢に替えてかまいません。また、和室の礼拝では、「**着席**」を「**楽な姿勢**」、「**起立**」を「**正座**」に読み替えます。
- ホ) 「**礼拝のための指針**」または「**註書**」の中で、「**唱和する**」「**唱える**」等の表現は「**公に語る**」ことを意味するもので「**歌う**」「**読む**」「**話す**」等を含み、旋律の有無は関係はありません。従って、讃美歌を含めて礼拝式文の一切が読まれても、また聖書、祈祷を含めて一切が歌われてもかまいません。
- ヘ) 本文各項の唱句の頭部に「**司)・会)・全)**」の三種類の略号が付いています。司)は司式者、会)は会衆、全)は会衆と司式者の全員を示します。
- ト) 礼拝歌上の区別と用語  
礼拝通常文の「**キリエ(主よ)・グロリア(栄光)・サンクツウス(聖なる)・アグヌス デイ(神の子羊)・ヌンク デイミティス(今こそ、去ります)**」を「(通常) **典礼歌**」と呼びます。なお、「**クレド(信じます)**」を礼拝通常文に含めてもかまいません。これらの典礼歌は、歌詞に変更を加えない限り、創作された旋律を用いてもかまいません。  
# 典礼歌を含め他の詩篇、讃美歌の唱法上の用語は次の通りです。  
通唱 その唱句を初めから終わりまでを一人、或いは全員で通して唱える唱法。  
応唱 その唱句の最初の部分を一人の先唱者が唱え、続いて会衆が応答する唱法。  
交唱 その唱句の段落に従って、二つの群れが交互に唱える唱法。  
二つの群れには、司式者と会衆、二つの歌隊、歌隊と会衆、左右の会衆等々の場合があります。
- チ) 礼拝に用いられる歌の数々  
詩篇唱(旧約聖書の詩篇)礼拝で用いるための詩篇唱は聖書日課と共に特定されています。その詩篇を礼拝式文(1)で用いる場合、詩篇に「**栄唱**」が続き、礼拝式文(11)で用いる場合は、「**ハレルヤ唱**」が続きます。  
讃 歌(旧約聖書以外の讃歌)マリアの讃歌、シメオンの讃歌など  
讃美歌(原則的には創作詩による音数律の讃歌)

## (6)A 特殊な事情に適合させる通常礼拝式文の変形の事例

	通常	(小)通常	聖餐	聖言	祈祷	讚美
(1) 初めの歌	◎	◎	◎	◎	◎	◎
# (2) み名による祝福	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 罪の告白の勧め(一)	◎	×	×	◎	×	×
(二)	—	×	◎	×	×	×
(4) 罪の告白	◎	×	◎	◎	×	×
(5) 赦しの祈願祝福	◎	×	◎	×	×	×
(6) キリエ(一)	—	◎	◎	—	◎	◎
(二)	◎	—	×	◎	—	—
(赦しの祈願祝福	×	○	×	◎	○	×
(7) グロリア	◎	◎	×	◎	○	◎
〃(三位一体唱部)	◎	○	×	○	×	◎
# (8) 祝福の挨拶	◎	◎	×	×	○	×
(9) 特別の祈り	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(10) 聖書朗読 1	○	○	—	○	—	—
2	◎	○	—	○	—	—
(11) ハレルヤ唱又は詠唱	○	×	×	○	×	○
(12) 福音書朗読	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(13) みことばの歌	◎	◎	○	◎	○	◎
(14) 説教	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(15) 感謝の歌	○	×	×	◎	×	○
(16) 信仰の告白	◎	◎	◎	◎	◎	○
# (17) 祝福の挨拶	○	×	◎	○	×	×
(18) 奉献	◎	◎	◎	◎	○	○
奉献唱	◎	○	◎	○	○	○
(19) 奉献の祈り	◎	◎	◎	×	×	×
(20) 聖餐の歌	○	○	◎	×	×	×
# (21) 序詞	◎	◎	◎	×	×	×
(22) その日の序詞	◎	◎	◎	×	×	×
(23) サンクソウス	◎	◎	◎	×	×	○
(24) 設定 (一)	◎	◎	—	×	×	×
(二)	—	—	◎	×	×	×
(三)	—	—	—	×	×	×
(25) 主の祈り	◎	◎	◎	×	×	×
(26) 平和の祝福	◎	◎	◎	×	×	×
(27) アグヌス デイ	◎	◎	◎	×	×	×
(28) 聖餐	◎	◎	◎	×	×	×
(29) 聖餐の感謝	○	×	◎	×	×	×
聖餐の感謝の祈り	◎	◎	◎	×	×	×
# (30) 祝福の挨拶	◎	○	◎	×	×	○
(31) ヌンク デイミティス	○	○	◎	○	×	×
(32) 教会の祈り	○	○	◎	◎	◎	×
(主の祈り	×	×	×	◎	◎	◎ )
(33) 祝福	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(34) 終わりの歌	○	○	○	○	○	◎

#印は典礼構成の節目

◎印は欠かさない ○印は選択の余地を残す ×印は省く  
—印は他との入替えの余地がある。(一)と(二)の入替え等。

(6)B 礼拝詩歌の唱法と形式の組み合わせ表

	通唱	応唱	交唱	
讃美歌	◎	◎	○	
詩篇	○	○	◎	
讃歌	◎	○	○	
讃美唱	○	◎	○	(グラジュアルと呼んだもの)

◎印は、主要な形

○印は、可能な形

## 礼拝のための取り扱い

### 1 初めの歌

- (1) 礼拝は「初めの歌」から始まります。
- (2) 「初めの歌」は、次のいずれかを用います。いずれの場合も「初めの歌」は、その日の礼拝の目的・主題を示すもの、もしくは、教会暦上の該当期節のもの、又は、その日の礼拝のために特定されたものを用います。
  - イ) 讚美歌
  - ロ) 詩篇唱(栄唱を伴う)
- (3) 「初めの歌」は、通唱、交唱、応唱等いずれでもかまいません。(場合によっては独唱でもかまいません。)
- (4) 会衆は、着席のまま、「初めの歌」を唱和します。また、その教会の慣習によって、起立することもできます。この場合について、以下(起立可)と表します。
- (5) 司式者、その他説教者或いは礼拝奉仕者は、「初めの歌」に先立ってあらかじめ入堂、登壇しても、また「初めの歌」に平行して入堂、登壇してもかまいません。
- (6) 司式者は、「初めの歌」が終わる前に、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で、聖卓に向いて立ちます。

### 2 み名による祝福

- (1) 司式者は、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で会衆の方を向いて、「み名による祝福」をします。
- (2) 会衆は、着席のまま、「アーメン」を応唱します。(起立可)

### 3 罪の告白の勧め

- (1) 司式者は、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で、会衆の方を向いて、「罪の告白の勧め」をします。
- (2) 会衆は、着席のまま、司式者の「罪の告白の勧め」に続いて、しばらく黙想のうちに、罪の告白を行なってもかまいません。(起立可)
- (3) 「罪の告白の勧め」は、本文以外の他の「勧め」に変えることができます。

### 4 罪の告白

- (1) 司式者は、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で、聖卓の方を向いて、「罪の告白」を先唱します。
- (2) 会衆は、着席のまま、司式者と共に「罪の告白」を唱和します。(起立可)
- (3) 「罪の告白」に続いて、司式者の先唱により、一同が「願い」を唱和してもかまいません。
- (4) 「罪の告白」は、その先唱の部分、告白の部分、また願いの部分等、本文以外の他の「罪の告白」に替えることができます。
- (5) 「罪の告白」は、[3]「罪の告白の勧め」、[5]「赦しの祈願祝福」と共に、[1]「初めの歌」の以前に、礼拝の準備として行なってもかまいません。

### 5 赦しの祈願祝福

- (1) 司式者は、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で、会衆の方を向いて「赦しの祈願祝福」をします。  
司式者は、「赦しの祈願祝福」を「赦しの祈願」として聖卓の方を向いて行なうこともできます。
- (2) 会衆は、着席のまま「アーメン」を応唱します。(起立可)
- (3) 「赦しの祈願祝福」は、本文以外の他の「祈願」・「祝福」に替えることができます。
- (4) 「赦しの祈願祝福」は、これを[6]「キリエ(二)」の次に移してもかまいません。
- (5) 「赦しの祈願祝福」は、[3]「罪の告白の勧め」、[4]「罪の告白」と共に、[1]「初めの歌」の前に、礼拝の準備として行なってもかまいません。

## 6 キリエ

- (1) 司式者は、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で、聖卓の方を向いて、「キリエ」を先唱します。
- (2) 本文(一)の「キリエ」を会衆の方を向いて先唱することもできます。
- (3) 会衆は、着席のまま、「キリエ」を応唱します。(起立可)  
「キリエ」は、本文(一)による「連禱キリエ」でも、また本文(二)による「キリエ」でもかまいません。
- (4) 「キリエ」は、教会讃美歌「恵みゆたけき…」に替えることができます。

## 7 グロリア

- (1) 司式者は、聖壇(下)・聖卓前面中央部(対面式も同じ)で、聖卓の方を向いて、「グロリア」を先唱します。
- (2) 会衆は、着席のまま、「地には平和…」以下を応唱します。(起立可)
- (3) 「グロリア」は、これを本文に従って、一句ごとに交唱してもかまいません。また、「グロリア」は、「主をあがめ、主をあおぎ…」以下(ヒラリウスの讃歌)の部分を平常の礼拝において省いてもかまいません。
- (4) 「グロリア」は、教会讃美歌「いと高き神に…」に替えることができます。
- (5) 司式者は、「グロリア」が終わる前に、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は、聖卓背面中央部)に移り、聖卓の方を向いて立ちます。
- (6) 司式者が他の司式者と交代する場合には、上記(5)の移動に先だって司式者両者は聖卓前面中央部に並んで立ち、挨拶(互いに一礼)を交わして司式を交替します。
- (7) 「グロリア」は、待降節、四旬節は慣行により省いてもかまいません。

## 8 祝福の挨拶

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「祝福の挨拶」を行ないます。
- (2) 会衆は着席のまま「祝福の挨拶」を応唱します。(起立可)
- (3) 「祝福の挨拶」は、司式者と会衆は、互いに敬意をこめて交わします。

## 9 特別の祈り

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、聖卓の方を向いて、「祈りの呼びかけ」に続いて、「特別の祈り」を祈ります。
- (2) 会衆は、着席のまま「特別の祈り」に、「アーメン」を応唱します。(起立も可)
- (3) 「特別の祈り」が文書等によりあらかじめ用意されている場合は、会衆が、司式者の「祈りへの呼びかけ」に続いて、司式者と共に「特別の祈り」を唱和してもかまいません。
- (4) 「特別の祈り」に先立って、司式者の招きによって会衆の数名が自由祈禱を行なったり、或いは、会衆一同がしばらく、各々沈黙して自由に祈ってもかまいません。しかし、祈りは、必ずその日の礼拝の目的・主題のための「特別の祈り」によって結びます。

## 10 聖書日課朗読

- (1) 聖書朗読が聖書朗読台から行なわれる場合、司式者は、聖書朗読台に移り、会衆の方を向いて立ち、また、聖書朗読が聖卓から行なわれる場合には聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ちます。
- (2) 司式者は、「初めの日課」の朗読の箇所を告げて、その箇所を朗読し、また朗読の終わりを告げます。
- (3) 会衆は、着席のまま、聖書朗読を聴き、慣行により「初めの日課」の朗読の終わりに「神に感謝」と応唱してもかまいません。(起立可)
- (4) 続いて司式者は、「第二の日課」の聖書の箇所を告げて、その箇所を朗読し、朗読の終わりを告げます。

- (5) 会衆は、着席のまま、聖書朗読を聴きます。(起立可)
- (6) その日の聖書朗読が一箇所の場合は、この[10]の聖書朗読は省かれ、[11]、[12]へ移って聖書が朗読されます。
- (7) 朗読の訓練を受けた信徒がいる場合、その信徒が、聖書朗読台から、上記(2)及び(4)の聖書朗読を行なってもかまいません。  
聖書朗読者が聖書を朗読する場合、司式者は、司式者席に移りますが、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ち聖書の朗読を聴いてもかまいません。

## 11 ハレルヤ唱又は詠歌・讃美唱

- (1) 一同は、福音書の朗読に備えて起立し、「ハレルヤ唱」(四旬節は、詠歌「キリスト讃歌」、又は「讃美唱」を唱和します。(讃美唱にはグロリア・パトリが続きます。)
- (2) 「ハレルヤ唱(詠歌)」、または「讃美唱」が唱和されている際に、福音書朗読者は、所定の朗読場所・聖書朗読台もしくは、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ち、朗読に備えます。
- (3) 「ハレルヤ」及び「詠歌」の唱和は、[10]並びに[12]の朗読を円滑に行なうために省くことができます。

## 12 福音朗読

- (1) 福音朗読が聖書朗読台から行なわれる場合、司式者は聖書朗読台で会衆の方を向いて立ちます。また、聖壇 上・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)から行なわれる場合、司式者は会衆の方を向いて立ちます。慣行により、「キリストにほまれあれ」を唱和してかまいません。
- (2) 司式者は、福音書の箇所を告げて朗読し、また、朗読の終わりを告げます。
- (3) 会衆は起立して、福音書の朗読を聴きます。
- (4) 会衆は、司式者が聖書の箇所を告げた後に、「主に栄光」を唱和します。
- (5) 福音朗読が、朗読の訓練を受けた聖書朗読者に託された場合については、[10]の(7)と同様の扱いになります。

## 13 みことばの歌(みことばをたたえる歌)

- (1) 「みことばの歌」は、いずれの場合にも、その日の礼拝の福音をたたえるもの、又は、その日の礼拝のために特定されるものを用います。
- (2) 「みことばの歌」は通唱・交唱・応唱・独唱・合唱等、いずれであってもかまいません。
- (3) 会衆は着席のまま「みことばの歌」を唱和します。(起立可)

## 14 説教

- (1) 司式者が、他の説教者と交替する場合には、「みことばの歌」が終わる前に、両者は聖卓前面中央(対面式の場合も同じ)で向かい合って立ち、挨拶を交わして交替します。
- (2) 説教者は、「みことばの歌」が終わる前に、説教台上で、会衆に向けて立ち、「説教」します。また、説教が、説教台を用いず、聖卓から行われる場合は、説教者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆に向けて立ち、「説教」します。
- (3) 説教者は、「説教」の前後に、本文、又はその他の「祝福」の挨拶をしてもかまいません。
- (4) 「説教」に続いて、教会の公事に関する告示事項がある場合には、司式者、又は教会の執事(または役員)は説教台、もしくは説教台に近い場所から、会衆に向かって立ち、報告をしてもかまいません。しかし、教会の公事に関係のない報告事項は、礼拝の最終部で、担当者が会衆一同の退場する前に行ないます。

## 15 感謝の歌

- (1) 一同は、着席のまま「感謝の歌」を唱和します。感謝の歌は讃美歌を用います。
- (2) 説教者(司式者と同一である場合)は、「感謝の歌」が唱和されている間に、聖壇(上)・聖卓前

面中央部(対面式の場合も同じ)に移り、聖卓の方を向いて立ちます。

- (3) 説教者と司式者が別の場合は、両者は共に「感謝の歌」が唱和されている間に、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合も同じ)で、挨拶を交わして交替し、説教者は自席につき、司式者は聖卓に向かって立ちます。
- (4) 司式者が、他の司式者と司式を交替する場合には、上記(3)に準じて、交替します。

## 16 信仰の告白

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合も同じ)で、会衆の方を向いて、その日の礼拝で用いられる信条を告げます。
- (2) 続いて、一同は着席のまま「信仰の告白」をします。(起立可)
- (3) 信条は、次によって用います。
  - イ) ニケヤ信条、及び使徒信条を一般とします。しかし、その日の礼拝の目的・主題に従って、教会が掲げる他の信条(三位一体主日のアタナシウス信条等)又はその一部を特別に用いることがあってもかまいません。
  - ロ) ニケヤ信条と使徒信条の使用区分に、特別な規定はありません。しかし、用法上の原則は次のうちから選ぶことができます。
    - (a) 聖餐を伴う礼拝では、聖礼典と関わりを持つ「ニケヤ信条」を用い、他の場合には「使徒信条」を用いる。
    - (b) 顕現節第三主日以降および聖霊降臨後の典礼色が緑の期節の礼拝には「使徒信条」を用い、それ以外の期節には「ニケヤ信条」を用いる。
    - (c) 一般的に「使徒信条」を用い、教会暦の三大祝日(降誕祭、復活祭、聖霊降臨祭)の礼拝では「ニケヤ信条」を用いる。
- (4) 「信仰の告白」が一同によって唱和される際、司式者が会衆或いは聖卓のいずれの方を向くか、また何処に立つかは、神に対する告白及び隣人に対する告白という信仰の告白の持つ二面性から、その方向、位置は特定せず、教会と司式者の慣行と判断に従うこととします。

洗礼、堅信その他の諸式(別掲)は、「信仰の告白」に続きます。その終了とともに「祝福の挨拶」によって、[18]「奉献と奉献唱」に移ります。

## 17 祝福の挨拶

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面会堂の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「祝福の挨拶」を行ないます。(起立可)
- (2) 会衆は着席のまま「祝福の挨拶」を応唱します。(起立可)
- (3) 司式者と会衆は敬意を込めて「祝福の挨拶」を交わします。
- (4) 「祝福の挨拶」は、典礼上の新たな段階に移るときに行なうのが原則ですが、司式者が一人のときは省いてもかまいません。

## 18 奉献と奉献唱

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「奉献の呼びかけ」をします。
- (2) 会衆は、着席のまま、奉献をします。あらかじめ定められた奉仕者は、所定の器に会衆各々の奉献の品々を受けて、聖壇までこれを持参し、司式者に渡します。
- (3) 聖餐に用いられる「パン」と「ぶどう酒」は、会衆の奉献物と共に上記奉仕者によって奉献されてもかまいません。  
また「ぶどう酒」と「パン」並びに献金が、会衆各々による奉献行進によって、聖壇(下)に用意された奉献台まで持参されてもかまいません。
- (4) 「奉献唱」は、奉献に際して、或いは奉献後に、一同によって唱和されてもかまいません。また「奉献唱」は本文以外の詩篇唱、或いは他の讚美歌に替えてもかまいません。  
司式者は、奉仕者又は会衆各々が持参した奉献の品々を受け取って、聖卓または奉献台に

置きます。聖卓上には、その日の礼拝に用いられるもの(パンとぶどう酒)以外は置かないことを原則とします。

- (5) 司式者は、奉献が終了して「奉献唱」が終わる前に、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ちます。

## 19 奉献の祈り

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「祈りへの呼びかけ」に続いて、「奉献の祈り」をします。
- (2) 会衆は、着席のまま「奉献の祈り」に「アーメン」を応唱します。(起立も可)
- (3) 会衆は、司式者の「祈りへの呼びかけ」に続いて、司式者と共に、「奉献の祈り」を唱和してもかまいません。
- (4) 「奉献の祈り」は、その日のみことばへの感謝として、その他の祈りに替えても、または会衆の代表による自由祈祷に替えてもかまいません。

聖餐が行なわれない場合、礼拝はここから「派遣の部」に続きます。

## 20 聖餐の歌

- (1) 会衆は、着席のまま「聖餐の歌」を唱和します。「聖餐の歌」はその日の礼拝の目的・主題に適った「讚美歌」を用います。場合によって、その数節でもかまいません。
- (2) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、聖卓の方を向いて、聖餐用具を整え、聖餐の準備をします。
- (3) 「聖餐の歌」は省いてもかまいません。その場合は、上記(2)の司式者の準備を、[18]の「奉献唱」で行ないます。

## 21 序詞

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「祝福の挨拶」をします。
- (2) 会衆は着席のまま、「祝福の挨拶」を応唱します。(起立も可)
- (3) 「祝福の挨拶」は、司式者と会衆は互いに敬意をこめて行ないます。
- (4) 司式者は、会衆に向かって、祈りの準備のための意向句を先唱し、会衆は応唱します。
- (5) 続いて司式者は、会衆に向かって、感謝の勧めの意向句を先唱し、会衆は応唱します。

## 22 その日の序詞

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、聖卓の方を向いて、「その日の序詞」を唱えます。
- (2) キリストの贖いのみ業を想起し、神のみ業に対し感謝を表す「その日の序詞」は、本文で指定された、その礼拝が該当する期節又は祝日のための「その日の序詞」を用います。

## 23 サンクツウス(聖なる)

- (1) 会衆は起立し、司式者と共に「その日の序詞」に続いて、「サンクツウス(ベネディクツウスを含む)」を唱和します。

## 24 設定

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)に立ち、本文の(一)(二)(三)のいずれかによって、「キリストのからだ」の設定をします。
  - イ) 本文(一)によって「設定」を行なう場合は、司式者は会衆に向かって行ないます。
  - ロ) 本文(二)又は(三)によって「設定」を行なう場合は、司式者は聖卓に向かって行ないます。
- (2) 会衆は、起立のまま、本文(一)又は(二)の場合には「アーメン」を応唱し、(三)の場合には応唱句を唱和します。

- (3) 聖餐を行なうに当たり、キリストの設定のみことばは省くことができません。

## 25 主の祈り

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、聖卓の方を向いて「祈りへの呼びかけ」をします。
- (2) 会衆は、起立のまま、司式者の「祈りへの呼びかけ」に応じて、「主の祈り(栄唱句つき)」を唱和します。
- (3) 「主の祈り」は教会の慣行により、文語を用いてもかまいません。

## 26 平和の挨拶

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向き、会衆も起立のまま、司式者に向かい、互いに隣人として和解(平和)の思いをもって「平和の挨拶」を交わします。  
「平和の挨拶」を、会衆相互で交わしてもかまいません。

## 27 アグヌス デイ

- (1) 会衆は着席し、一同は「アグヌス デイ」を唱和します。
- (2) 司式者は「アグヌス デイ」が唱和されている間に、パンとぶどう酒を整え、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ちます。
- (3) 司式者は「アグヌス デイ」が唱和されている間に、配餐者への配餐をしてもかまいません。
- (4) 「アグヌス デイ」は、教会讃美歌「きよきずなき神の子羊」に替えることができます。

## 28 配餐

- (1) 司式者は、「アグヌス デイ」に続き、洗礼を受けた会衆を「聖卓に招き」ます。
- (2) 聖餐に連なる会衆は、各々教会が定める所定の場所に立って(ひざまずいて)聖餐を共にします。陪餐は、全員が所定の場所についても、数組に分かれても、或いは、一人一人が所定の場所に進み出ても、その教会の慣行に従ってかまいません。
- (3) 司式者は、必ず「キリストのからだと血」の両形態によって配餐します。
- (4) 司式者は、「配餐詞」と共に、各々に配餐し、陪餐者は「アーメン」と応唱します。
- (5) 配餐は、最初に「パン」、次に「杯」の順序で行なわれます。  
パンは、小片のウエハースであっても、一塊のパンから分与されるものであってもかまいません。  
ぶどう酒は、あらかじめ個人用カップに分与されても、また、カリスから個人用カップまたはスプーンで大杯から各々に分与されても、あるいは大杯カリスが各々に回されてもかまいません。
- (6) 聖餐を終えた会衆は、司式者の指示によって各々の席に戻り、着席します。
- (7) 司式者、陪餐した一組の会衆に、もしくは一切の配餐を終えた後の全会衆に、「配餐後の祝福」をします。
- (8) この場合、祝福は他の祝福に替えることができます。会衆は、着席のまま「配餐後の祝福」に「アーメン」を応唱します。
- (9) 司式者は、配餐終了後の聖卓(聖餐用具等)を整え、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面会堂の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ちます。
- (10) 配餐の間、並びに前記(9)の司式者が所定の場所に立つまでの間、会衆は「聖餐の讃美歌」、或いは奏楽がなされてもかまいません。
- (11) 配餐中に、設定された「パン」「ぶどう酒」(その一方もあろうる)が不足した場合、司式者は、設定された「パン及びぶどう酒」をさらに分割して配分するようにします。

## 29 聖餐の感謝

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面会堂の場合には聖卓背面中央部)で、聖卓の方を向いて立ち、「感謝の聖句唱」を先唱します。
- (2) 会衆は着席のまま「感謝の聖句唱」を応唱します。(起立も可)
- (3) 司式者は、続いて「聖餐感謝の祈り」をします。

- (4) 「感謝の聖句唱」は、他の、感謝の「讚美歌」或いは「詩篇」に替えてもかまいません。
- (5) 司式者は、続いて「聖餐感謝の祈り」をします。
- (6) 会衆は、司式者の「聖餐感謝の祈り」に続いて「アーメン」を応唱します。
- (7) 「聖餐感謝の祈り」は、本文以外の他の祈りに替えられても、司式者の司式によって、会衆数名の者の自由祈禱が行なわれても、又は、一同がしばらくの黙想のうちに、各々、自由祈禱を行なってもかまいません。しかし、この祈りは、その日の福音への感謝に基づく祈りとなります。

### 30 祝福の挨拶

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「祝福の挨拶」を交わします。
- (2) 会衆は着席のまま「祝福の挨拶」を応唱します。(起立も可)
- (3) 「祝福の挨拶」は、司式者と会衆は、互いに敬意をこめて行ないます。

### 31 ヌンク デイミティス(今、去ります)

- (1) 会衆は、着席のまま「ヌンク デイミティス」を唱和します。  
「ヌンク デイミティス」は、通唱、交唱のいずれでもかまいません。
- (2) 司式者は、「ヌンク デイミティス」が終わる前に、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて立ちます。
- (3) 「ヌンク デイミティス」は省いてもかまいません。

### 32 教会の祈り

- (1) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、聖卓の方を向いたまま、「祈りへの呼びかけ」に続き、「祈りの導き」を唱えます。
- (2) 「教会の祈り」は、別掲の「教会の祈り集」から、その日の礼拝に関わる諸事項を選んで祈ります。
- (3) 「教会の祈り」は、本文以外の他の祈りを用いても、または、本文以外の他の祈りを加えてもかまいません。
- (4) 「教会の祈り」は、司式者が行なっても、又は、会衆のうちの一人或いは数名の者が行なってもかまいません。
- (5) 「教会の祈り」は、司式者の「終わりの祈り」によって結びます。
- (6) 「教会の祈り」が、別掲の教会の祈り集の(二)、もしくはそれに類する特別に一つに組まれた祈りを行なう場合は、「祈りの導き」および「終わりの祈り」を省きます。

# 聖餐が行なわれない礼拝では、「教会の祈り」に続いて、ここで「主の祈り」を唱えます。

### 33 祝福

- (1) 会衆は起立します。
- (2) 司式者は、聖壇(上)・聖卓前面中央部(対面式の場合は聖卓背面中央部)で、会衆の方を向いて、「先唱句(ベネディカムス)」を唱え、会衆は「神に感謝します」を応唱します。  
続いて、司式者は、本文の一つ、または他の祝福詞により祝福をし、会衆は「アーメン」を応唱します。

### 34 閉会の歌と散会

- (1) 一同は「閉会の歌」に讚美歌を唱和してもかまいません。「閉会の歌」が唱和される場合、会衆は着席してもかまいません。
- (2) 司式者は、「閉会の歌」が終わる前、或いは終わった直後に退堂します。退堂に先立って、司式者は、聖卓の方を向いて礼拝終了の感謝の黙想をします。
- (3) 会衆の散会に先立ち、教会の公事、或いは教会の交わりのうえで必要な個人的連絡などを、所定の者が報告してもかまいません。
- (4) 礼拝が終わると、会衆はその生活の場に送り出されて行きます。